

# 平成23年度社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会 職員採用について

## 1 採用区分及び採用予定人員等

採用区分	採用予定人員	勤務場所	採用区分
訪問介護職員(ヘルパー2級)	若干名	協議会本所(八代)において勤務する。	臨時職員
地域福祉課 職員	1名	笛吹市内各地域事務所のいずれか	臨時職員
通所介護職員	1名	笛吹市内各地域事務所のいずれか	臨時職員

## 2 申込資格

1. 昭和27年4月2日以降に生まれた者
2. 次のアからオに該当しない者
  - ア 日本国籍を有しないもの
  - イ 成年被後見人又は被保佐人
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 申込手続

### (1) 採用申込書(以下「申込書」という。)を入手してください。

申込書は、社会福祉協議会総務課、各地域事務所にて入手するか、社会福祉協議会のホームページ(下記URL)から入手してください。

<http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/recruit/index.html>

### (2) 申込書を協議会総務課に提出してください。

申込書(申込みのときに写真をはる。)に必要事項を記入して協議会総務課へ提出してください。

写真は、申込前3ヶ月以内に撮影したもの(上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度)とする。

## 4 受付期間等

随時 (月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで)

## 5 採用予定日及び初任給

### (1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(登載された日から1年間有効)に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、随時になります。

### (2) 初任給

協議会給与規程の規定により、原則として次のとおり支給されます。

職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整されます。

採用区分	初任給(現行)	諸手当
訪問介護職員(ヘルパー2級)	時給850円～	当社協規程による
地域福祉課 職員	時給800円～	当社協規程による
通所介護職員	時給800円～	当社協規程による

## 6 その他

1. 臨時職員については、正規職員への登用実績あり

### お問い合わせ

笛吹市社会福祉協議会総務課

〒406-0822 笛吹市八代町南917 笛吹市役所八代庁舎1階  
電話:055-265-5182/Fax:055-265-5183